

# 振 動 規 制 法 に 関 す る 手 続 き

【 霧 島 市 】

手 続 名	特 定 施 設 設 置 の 届 出	経 過 措 置 と し て の 特 定 施 設 設 置 者 の 届 出	特 定 施 設 の 変 更 等 の 届 出	振 動 防 止 方 法 の 変 更 の 届 出	氏 名 等 変 更 の 届 出	使 用 施 設 全 廃 の 届 出	特 定 施 設 設 置 者 た る 地 位 の 承 継 の 届 出	特 定 建 設 作 業 の 実 施 の 届 出
手 続 根 拠	法 第 6 条 第 1 項	法 第 7 条 第 1 項	法 第 8 条 第 1 項		法 第 10 条		法 第 11 条 第 3 項	法 第 14 条 第 1 項、又は第 2 項
手 続 対 象 者	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者	新たに地域指定又は特定施設が設定された際、既にその施設を設置していた者	特定施設の数・使用の方法の変更をしようとする者	振動防止の方法の変更をしようとする者	特定施設設置者の氏名等の変更をしようとする者	特定施設を設置している者で、使用施設のすべての使用を廃止した者	特定施設設置者たる地位を承継した者	指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施行しようとする者。 ※当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。
提 出 時 期	特定施設設置工事の開始日の30日前まで	新規に地域指定又は特定施設が設定された日から30日以内	当該事項の変更に係る工事の開始日の30日前まで		届出事項に変更があった日から30日以内	使用を廃止した日から30日以内	承継があった日から30日以内	作業開始の7日前まで。非常事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要があった場合は速やかに。
提 出 方 法	原 則 持 参							
添 付 書 類	・ 特定施設の配置図    ・ 特定工場及びその付近の見取図				な し			・ 現場付近の見取図 ・ 特定建設作業の工事工程表で、特定建設作業の工程を明示したもの
提 出 部 数	正 本 1 部 ・ 写 し 1 部							
申 請 書 様 式	様 式 第 1	様 式 第 2	様 式 第 3	様 式 第 4	様 式 第 6	様 式 第 7	様 式 第 8	様 式 第 9
提 出 先	霧 島 市 長							
受 付 窓 口	本庁環境衛生課又は隼人市民課及び各総合支所市民福祉課							
相 談 窓 口	本庁環境衛生課 【TEL : 0995-64-0950(直通) FAX : 0995-47-1930】							
受 付 処 理	受付窓口にて届出書に受付印を押印し、文書受発番号を付すること。（隼人市民課及び各総合支所は受け取り後、受付印は押さず、速やかに環境衛生課へ送付してください。）							
受 理 証 明	届出書の受理証明として受理書（様式第5）を発行すること。 ※受付の際に届出書に付した文書受発番号と同じ番号を付して発行すること。				受理証明として、受付処理をした届出書（写し）を返却すること。			
届 出 書 の 保 管	本庁にて正本を一括保管する。				本庁にて正本を一括保管する。			